



福祉

さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人などが誰でも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円
さくらあつたかカフェ☎288-4381
とき 10日(日)午後2時～4時30分 ところ さくらの杜・半田地域交流スペース(半田三丁目)
げんきカフェ☎366-6535
とき 13日(火)・23日(土)午後2時～5時 ところ げんき館(茱萸木三丁目)
カフェおもちゃ館☎365-6688
とき 2日(土)・9日(土)・16日(土)・20日(火)・23日(土)・30日(土)いずれも午後2時～4時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)
くみのきカフェ☎368-2777
とき 月～金曜日いずれも午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)
カフェ笑(しょう)☎320-8268
とき 3日(日)・17日(日)いずれも午後1時～4時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目)
里カフェ☎365-5878
とき 14日(木)・28日(木)いずれも午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設 さやまの里(岩室二丁目)
問い合わせ 高齢介護グループ

市民後見人養成講座オリエンテーション

判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行う「市民後見人」の養成講座についての説明会を行います。

とき 21日(木)午後2時～4時 ところ 羽曳野市市民会館ホール(羽曳野市誉田／近鉄南大阪線「古市駅」下車) 対象 市内に居住・通勤する人 ※市民後見人養成講座の対象は、

「カフェさつき」6月の営業日

とき 6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火)いずれも午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー300円、ランチセット(ドリンク付き)400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では日中活動や「カフェさつき」のお手伝いボランティアを募集しています。

問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022

平成31年4月1日現在の年齢が25歳以上70歳未満の人 内容 講演「成年後見制度の概要」、市民後見人活動の紹介、養成講座についての説明など 参加費 無料 定員100人(先着順) 申し込み・問い合わせ 高齢介護グループへ電話または直接

難病とつきあうよりあい

とき 19日(火)午後2時～4時 ところ 市立コミュニティセンター・多目的室2 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流 参加費 無料 問い合わせ 自然舎(山本)☎367-5501)

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 21日(木)午後2時～4時 ところ さつき荘 対象 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 内容 患者や家族同士の交流 参加費 250円 ※見学無料 問い合わせ ほっこり仲間の会代表(辻)☎090-9693-2470)、または社会福祉協議会



税

市府民税の公的年金からの特別徴収制度

4月1日現在、65歳以上の人で一定の要件に該当する場合、公的年金などに係る市府民税は、支給される年金から差し引きして徴収されます。公的年金など以外の所得に係る市府民税は、普通徴収または給与からの差し引きにより別途徴収されます。平成30年度から新たに公的年金からの特別徴収の対象となる場合、平成30年10月の年金から差し引かれ、それ以前の分は普通徴収で納付となります。詳しくは、納税通知書の内容を確認してください。
問い合わせ 税務グループ

市府民税の納税通知書を送付します

平成30年度市府民税納税通知書は、6日(火)に送付します。市府民税がかかると思われる人で納税通知書が届かない人は、税務グループへ連絡してください。給与から市府民税を差し引きされている人は、事業所

を通して配布されるため、市役所からは直接送付しません。口座振替の場合は、金融機関名なども記載していますので確認してください。

公的年金からの特別徴収の対象者で、すでに差し引きした税額(4、6月の市府民税)が平成30年度の市府民税の決定額より多い場合は、年金支給月のおよそ2か月後に還付通知書を送付します。
問い合わせ 税務グループ

納税メモ

7月2日(月)は市府民税の第1期分の納期限です。忘れないよう近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに税務グループへ納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ

平成30年度市府民税所得課税証明書の発行

市府民税を、普通徴収や公的年金からの特別徴収の方法で納める人および非課税の人の所得課税証明書は、1日(金)から発行します。
問い合わせ 税務グループ



環境

公共下水道に接続したら

公共下水道への接続に伴い、し尿くみ取りの必要がなくなったときは、すみやかに「し尿くみ取り廃止」の手続きを行ってください。なお、下水道接続後も廃止の届け出がない場合は、くみ取り手数料の請求書が届くことがありますので、注意してください。

問い合わせ 生活環境グループ

水銀を含む廃棄物に新たな対応が必要です 排出事業者の皆様へ

水銀に関する水俣条約を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則などが改正され、平成29年10月1日から「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」に、新たな規制がはじまりました。各事

業者は適切に対応してください。

問い合わせ 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課排出者指導グループ☎06-6210-9582



国民健康保険

保険料を算定するには申告などが必要です

平成30年度国民健康保険料は、納付義務者となる世帯主と加入者全員の所得(平成29年中)に基づいて算定します。税務署や市役所へ税の申告をしていない人(市役所へ給与や年金の報告がきている人を除く)は、所得の内容が確認できないため正確な保険料の算定ができません。所得がない人も含め、対象となる人は早急に所得を申告してください。

なお、所得が確認できない人がいる世帯には、6月上旬に、国民健康保険料に関する所得申告書(簡易申告書)を送付しますので、同封している案内文に記載の期日までに必要事項を書いて、必ず提出してください。

問い合わせ 保険年金グループ



経済・労働

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳～就学前の子どもの保育があります。

【①介護職員初任者研修講座】

とき 7月28日～11月24日の土曜日(8月11日、11月3日除く全16回) ところ 未来ケアカレッジ京橋校(大阪市都島区片町／大阪環状線「京橋駅」下車) 受講料 1万円

(教材費) 定員 20人(多数の場合は抽選) 【②パソコン初級～ワード3級試験対策講座】とき 8月18日～9月29日の土曜日(全7回) ところ セントピア御堂筋本町ビル(大阪市中央区本町／大阪メトロ御堂筋線「本町駅」下車) 受講料 5,000円(教材費) ※別途検定料が必要です 定員 20人(多数の場合は抽選) 【申し込み 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・保育希望者は子どもの氏名と年齢を書いて、〒540-0012大阪市中央区谷町五丁目4-13大阪府谷町福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。①28日(火)②7月18日(火)消印有効 ※返信面にも郵便番号・住所・名前を書いてください。 ※全講座ともに「就職セミナー」の受講が必須です。詳しくは問い合わせてください。 問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター☎06-6762-9498

福祉施設のお仕事・事業所見学会

とき 20日(火)午後1時50分集合 ところ 医療法人弘生会老寿サナトリウム(河内長野市小山田町／南海高野線「河内長野駅」から南海バス「神社前バス停」下車) 対象 ハローワークに登録のある人 定員 6人(先着順) 申し込み・問い合わせ ハローワーク河内長野☎0721-53-3081

シニア向け合同企業説明会

シニア雇用に積極的な企業(約20社)と、55歳以上の人を就業に結びつける「シニア向け合同企業説明会」を開催します。予約不要・履歴書不要ですので気軽に参加してください。とき 7月5日(木)午後1時～4時(最終受付は午後3時30分) ところ OMM(大阪マーチャンダイズ・マートビル)Aホール(大

阪市中央区大手前／地下鉄谷町線「天満橋駅」下車) 問い合わせ シニア就業促進センター☎06-6910-0848

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新は、毎年度事業主から労働保険料の申告・納付をする重要な手続きです。大阪労働局から事業主に申告書が送付されますので、7月10日(火)までに手続きしてください。

問い合わせ 羽曳野労働基準監督署☎072-956-7161



相談

ねんきん無料相談

厚生年金や国民年金に関する疑問などについて、日本年金機構の職員が相談に応じます。相談は1組30分です。

とき 14日(木)①午前10時～午後0時、②午後1時～3時 ところ 市役所・別館相談室B 対象 市内に住んでいる人 定員 いずれも4組 持ちもの 年金手帳または年金証書、運転免許証など、本人確認のできるもの 申し込み・問い合わせ 1日(金)9時から保険年金グループへ電話または直接

育児・介護相談会

とき 30日(土)午前10時～午後0時、午後2時～4時 ところ 花梨つばさ保育園・遊戯室 内容 保育士や介護士、ケアマネジャーによる相談 対象 子育て中の人、高齢者の介護をしている人 参加費 無料 問い合わせ 花梨つばさ保育園☎366-0283



住宅用火災警報器の維持管理

すべての住宅に、住宅用火災警報器設置が義務付けられています。●手入れはしていますか？1年に1回布などで乾拭きをしましょう。●作動テストをしましょう！●警報器のボタンを「押す」あるいは「引きひもをひく」ことで、テスト音が鳴るかどうかを確認しましょう。●交換時期を確認しましょう！設置したときに記入した「設置年月日」、または本体に記載されている「製造年」を確認し、10年を目安に交換してください。

問い合わせ 消防本部

交通

水道

募集

TSUKIICHI BO-SAI

？ 備蓄 をしていますか ？

問い合わせ 防災・防犯推進室

「1週間以上」の備蓄が必要です。1週間以上の食料や飲料水を確保するには、保存食・保存水を備蓄しておくことも、大切なことですが、普段食べているものを多めに買い置きし、期限が切れる前に食べ、不足分を新たに補充するローリングストック法が有効です。

災害への備えを「特別なこと」として取り組むのではなく、生活の中であたり前のこととして取り組むことが大切です。

皆さんの善意